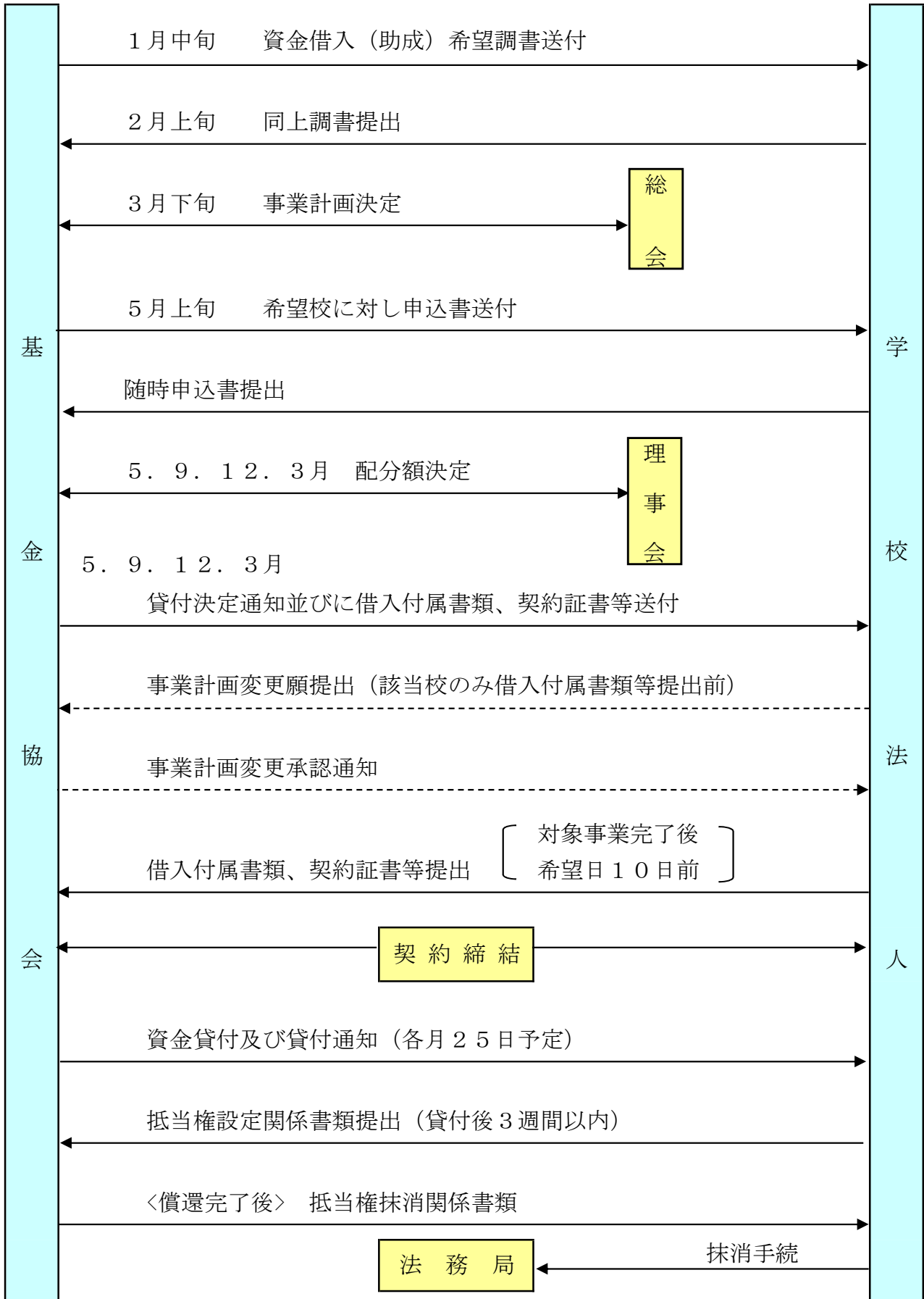


施設整備資金貸付事務手続



施設整備資金貸付要項

1 貸付の目的

私立学校(認定こども園を含む。以下「学校」という。)の教育施設整備事業に対し、長期低利の資金を貸付することにより、教育条件の向上に資する。

2 貸付の対象

- (1) この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人(本年度の入会を除く。以下「学校法人」という。)に対し、その設置する学校の施設整備事業(認定こども園へ移行するために行うものを含み、北海道内で実施する事業に限る。)に要する経費を対象として貸付する。
- (2) 災害復旧(前年度に貸付対象となったものを除く。)及び幼稚園・認定こども園の新設に伴う事業については、特に前年度に実施した事業についても、貸付の対象とする。

3 貸付金の額

- (1) 貸付金の総額は、5億円とする。
- (2) 学校別貸付額の配分については、別に定める。
- (3) 1校当たりの貸付限度額は、1億2,000万円(幼稚園・認定こども園は6,000万円)とする。
ただし、貸付額が300万円(幼稚園・認定こども園は100万円)に満たない場合は原則として貸付しないものとする。

4 貸付の条件

- (1) 利率 年0.11% ただし、金融情勢により変更することがある。
- (2) 期間 10年以内(うち据置2年)

5 貸付の時期

資金は、対象事業の完了後(土地の買収については、登記完了後)に貸付する。

6 担保及び保証人

- (1) 担保物件(土地を優先とする。)は、貸付予定額の1.25倍以上(特に必要と認められる場合は1.54倍以上)の評価額を有するものとし、これに第1順位の抵当権を設定するものとする。ただし、後順位の抵当権であっても当該貸付金を担保することができると認められる場合はこの限りでない。
- (2) 担保物件が建物であるときは、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金と同額以上の火災保険契約を締結し、保険金請求権の上に質権を設定するものとする。
- (3) 保証人は、学校法人の理事長である個人を含む1名以上(特に必要と認められる場合は2名以上)の連帯保証人とする。

7 貸付の制限等

学校法人が次の各号の一に該当するときは、貸付を制限し、又は貸付しないことができる。

- (1) 自力で事業を実施し得ると認められるとき。
- (2) 貸付の対象となる学校を廃止するおそれがあるとき。

- (3) 学校紛争が生じているとき。
- (4) 破産宣告又は銀行取引停止のおそれがあるとき。
- (5) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (6) 会費が滞納となっているとき。
- (7) その他、貸付の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

8 貸付の決定

当該学校法人及び学校の実情を検討のうえ理事会において行う。

9 貸付金の減額

資金貸付の決定後、対象事業計画を止むを得ない事由により縮小するときは、あらかじめ変更の承認を受けなければならない。この場合において、再審査の結果、貸付決定額を下回ったときは、貸付金の減額を行う。

10 貸付金の返還

学校法人が次の各号の一に該当すると認められるときは、貸付金の全部又は一部の返還を求め、あるいは償還条件を変更し、若しくは付帯条件を付加することができるものとする。

- (1) 貸付金を他の用途に充てたとき。
- (2) 正当な理由がなく、当該貸付にかかる学校の授業の全部又は一部を停止したとき。
- (3) 償還元利金の支払を怠ったとき。
- (4) 貸付を受けた学校を廃止するおそれがあるとき。
- (5) 学校法人及び学校教育にかかる法令の規定又は当該学校法人の寄附行為に違反したとき。
- (6) その他、貸付金の目的を有効に達し得ないと認められる事実が発生したとき。

11 事業繰越

資金貸付の対象事業が止むを得ない事由により当該年度内に完成せず、翌年度に事業繰越を必要とするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。

12 その他

この資金の具体的貸付事務については、別に定める。

＜施設整備資金貸付要項実施細目＞

（貸付対象）

- 1 貸付対象については、次のとおりとする。
 - （1） 校舎・園舎、体育館、図書館、講堂、寄宿舎、合宿所等の新築、増築、改築、補修、買収に要する経費
 - （2） 情報処理、語学及び視聴覚教育設備の整備に要する経費
 - （3） 校舎・園舎等の敷地、屋外運動場及び実習地等の買収、造成、整地等に要する経費

（適格事業費）

- 2 適格事業費は、適正と認められる実施面積に次表に定める貸付基準単価（基準単価以下のものは、当該単価とする。）を乗じた額とする。

（単位：円）

区 分	構 造 等	1 m ² 当たり単価
校（園）舎 等	鉄筋コンクリート（木造を含む。）	3 1 3, 0 0 0
	鉄骨ブロック	2 4 1, 0 0 0
建物付属設備等	付属設備等	適正と認められる価格
校（園）地 等	校地買収（原則として、校舎基準面積の5倍以内） 舗装工事、造成・整地等	適正と認められる価格

（貸付額の配分）

- 3 貸付額の配分については、次のとおりとする。
 - （1） 学校別の貸付額については、次に掲げるもののうち最少額とする。
 - ① 適格事業費の100分の80の額
 - ② 正味財産の100分の30から既往貸付金を差し引いた額
 - ③ 貸付限度額（借入申込額が貸付限度額を下回った場合は、借入申込額）
 - （2） 貸付配分額が予算額を上回った場合は、次の事業種別の優先順位によるものとする。ただし、同順位の場合は、事業計画の重要性及び緊急性等を勘案のうえ決定する。

順 位	事 業 種 別
1	① 災害復旧・公害防止工事 ② 老朽校舎・園舎の改築、補修 ③ 情報処理、語学及び視聴覚教育設備の整備
2	校舎・園舎の新築、増築及び買収
3	校舎・園舎の敷地、屋外運動場等の造成、整地
4	校舎・園舎の敷地、屋外運動場等の買収
5	寄宿舎、合宿所、教職員住宅等の新築、増築、改築、買収等

（注）校舎には、体育館、図書館、講堂などを含む。